



**諫早ケーブルメディア**

**ISHAYA CABLE MEDIA**

imobile(アイ・モバイル)サービス契約約款

# imobile(アイ・モバイル)サービス契約約款

諫早ケーブルメディア株式会社（以下「当社」という）と、当社のサービスの提供を受ける者（以下「利用者」という）との間に締結する契約約款（以下「約款」という）は次の条項によるものとします。

## 第1章 総則

（約款の適用）

第1条 諫早ケーブルメディア（以下「当社」という）は、当社が定めるサービス契約約款（以下「本約款」という）を定め、これにより immobile(アイ・モバイル)サービス（以下「本サービス」）を提供します。

（約款の変更）

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。変更後の約款は当社ホームページ（<https://isahaya-media.com>）において公表します。この場合、契約者は変更後の約款の適用を受けます。

（用語の定義）

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味	
imobile(アイ・モバイル)サービス	本約款に基づいて提供される当社のサービスの総称。株式会社NTTドコモ（以下、「特定事業者」という）がFOMAサービス契約約款およびXiサービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービスを、当社が定める仕様に基き提供するサービスであって、次に従って区分されるもの。	
	<b>形状区分</b>	<b>内容</b>
	標準SIMカード	形状を標準SIMとするSIMカードを当社が貸与するもの。
	microSIMカード	形状をmicroSIMとするSIMカードを当社が貸与するもの。
	nanoSIMカード	形状をnanoSIMとするSIMカードを当社が貸与するもの。
	<b>機能区分</b>	<b>内容</b>
	データ通信機能	インターネットプロトコルによる相互通信を利用できるSIMカードを当社が貸与するもの。この区分に該当するSIMカードを「データ通信専用SIMカード」といいます。
	SMS機能	インターネットプロトコルによる相互通信ならびに国内での送受信および国外への送信が可能なSMS機能を利用できるSIMカードを当社が貸与するもの。この区分に該当するSIMカードを「SMS機能付きSIMカード」といいます。
	音声通話機能	インターネットプロトコルによる相互通信、国内および国外での送受信が可能なSMS機能ならびに音声通話機能を利用できるSIMカードを当社が貸与するもの。この区分に該当す

	る SIM カードを「音声通話機能付き SIM カード」といいます。
バンドルクーポン	当社が定める特定のプランに毎月割り当てられる一定量のクーポン（契約者が、当社が定める通信速度を超えて特定事業者の LTE および 3G 網を利用した通信を行なうために必要なものをいう。）のこと。
<b>提供区分</b>	
SIM カード	当社が本サービスを提供するにあたり、データ通信専用 SIM カード、SMS 機能付き SIM カード、音声通話機能付き SIM カードのいずれかの SIM カードのみを契約者に貸与するもの。
SIM カード+端末	当社が SIM カードとともに、別に定める個品割賦販売契約約款に基づき当社から契約者に端末を販売するもの
<b>料金プラン</b>	
3GB プラン	1 枚の SIM カード（形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。）を利用することができ、かつ、3GB のバンドルクーポンが利用できるもの
5GB プラン	1 枚の SIM カード（形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。）を利用することができ、かつ、5GB のバンドルクーポンが利用できるもの
7GB プラン	1 枚の SIM カード（形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。）を利用することができ、かつ、7GB のバンドルクーポンが利用できるもの
9GB シェアプラン	3 枚の SIM カード（形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。）を利用することができ、かつ、9GB のバンドルクーポンが利用できるもの
15GB シェアプラン	3 枚の SIM カード（形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。）を利用することができ、かつ、15GB のバンドルクーポンが利用できるもの
<b>オプション</b>	
追加クーポン	契約者が必要に応じて利用者識別番号ごとにデータ容量の購入ができるもの。
テクニカル&リモートサービス	端末の取扱/操作に関する問い合わせ対応、端末故障の保証サービスに関する問い合わせ対応、保証の手配、およびセキュリティに関する対応。 その他、当社が別に定める規約に準ずるもの

		とする。
	スマートフォンセキュリティ	ソースネクスト株式会社が提供するスマートフォンセキュリティサービス、ウイルス検査、Webセキュリティ、紛失・盗難対策、アプリ管理を利用できるもの。 その他、当社が別に定める規約に準ずるものとする。
	子ども/青少年安心パックフィルタリングソフト	ソースネクスト株式会社が提供する未成年を対象とするスマートフォンセキュリティサービス。 その他、当社が別に定める規約に準ずるものとする。
	延長保証	自然故障や落下による破損、水濡れなどによる故障製品を交換できるもの。メーカー保証含む3年間を保証期間とする。 その他、当社が別に定める規約に準ずるものとする。
	通話定額	通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信した日本国内間の通話のうち、1回の通話あたり規定時間の10分もしくは5分以内の通話料金を無料とするもの。
imobile(アイ・モバイル)サービス申込者	当社から本サービスの提供を受けるための契約を申し込む者（以下「申込者」という）。	
imobile(アイ・モバイル)サービス契約	本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」という）。	
imobile(アイ・モバイル)サービス契約者	当社と本サービス契約を締結している者（以下「契約者」という。）	
imobile(アイ・モバイル)サービス利用者	当社が提供する本サービスを利用するもの（以下「利用者」という。）	
利用者識別番号	利用者を識別するための番号であって、本サービス契約に基づいて特定事業者が利用者に割り当てるもの	
MNP	電話番号を変更することなく、電気通信事業者を変更して音声通話機能付きSIMカードの提供を受けられるもの。	
回線名義人	MNPを利用する電話番号で電気通信事業者と契約している者、または利用者識別番号の名義人	
移動無線装置	本サービス契約に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。）において使用されるアンテナおよび無線送受信装置。	
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるための電気通信設備。	
利用者回線	本サービス契約に基づいて無線基地局設備と当社が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線。	
SIMカード	利用者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、本サービスの提供のために当社が本サービス契約者に貸与するもの。	
パケット通信	電気通信回線を通してパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信。	
利用者回線など	利用者回線および利用者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社または特定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備。	
利用開始日	本サービス利用の申込を当社が承諾した後、当社が契約者にSIMカードを提	

	供する日。
課金開始日	本サービス利用の申込を当社が承諾した後、当社が契約者に課金開始日として通知する日
最低利用期間	当社が本サービスの料金プラン毎に定める最低利用期間であって、本サービスの課金開始日をその起算日とするもの

(サービスの提供区域)

第4条 本サービスの提供区域は、日本国内において特定事業者が提供するLTE「Xi」（クロスシィ）のサービスエリアのほかFOMAサービスエリアに準ずるものとします。

(契約の単位)

第5条 当社は、利用者識別番号1番号毎に1の本サービス契約を締結します。

(権利の譲渡制限など)

第6条 契約者が、本サービス契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

2. 契約者は本サービスを再販売するなど第三者に利用させることができません。

## 第2章 申込および承諾など

(申込)

第7条 本サービス利用の申込（以下「申込」といいます。）は、当社が定める方法により行なうものとします。

2. 本サービスの申込をする者は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者などの本人確認などおよび携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成17年4月15日法律第31号）第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日などの契約者を特定する情報の確認を行なうことをいう。以下同じとする。）のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。

(申込の承諾など)

第8条 当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービス利用の申込者（以下「申込者」といいます。）が当社のその他の債務に支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。あるいは本契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき
  - (2) 申込者が第15条（利用の停止など）第1項各号の事由に該当するとき
  - (3) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき
  - (4) 申込に際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき
  - (5) 申込に際し、申込者が支払い手段として正当に使用することができない口座を指定したとき
  - (6) 申込者が、指定した口座の名義人と異なるとき
  - (7) 前条（申込）第2項において、本人確認ができないとき
  - (8) 申込者が、未成年であったとき
  - (9) その他、利用契約締結が不相当である場合
2. 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は申込者に対しその旨を通知します。
3. 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行なわれない間は、当社は第1項に基づく申込の承諾を留保または拒絶するものとします。
4. 当社は、同一の申込者が同時に利用することのできる、本サービスの利用の申込があったときは当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。
5. 第1項の規定に係わらず、当社は通信の取扱上余裕がないときは、その申込の承諾を延期することがあります。

(サービス利用の要件など)

- 第9条 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行なうためのメールアドレス（当社が提供するサービスに係わるものである必要はありません。）を当社に対して指定するものとします。
- 当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示または事実の伝達とみなされます。
2. 当社は、サービスの種類毎に、契約者の義務またはサービスの利用の要件を定めるものとします。

### 第3章 契約事項の変更など

(サービス内容の変更)

- 第10条 契約者は、サービスの種類毎に定める事項について、本サービス契約の内容の変更を請求できます。ただし、契約内容の変更は当月1回限りとし、変更の適用は翌月からとなります。
2. 第7条（申込）第2項および第8条（申込の承諾など）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

(契約者の名称の変更など)

- 第11条 契約者は、その氏名、住所もしくは居住その他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

(個人の契約上の地位の引継)

- 第12条 契約者である個人（以下この項において「元契約者」といいます。）が死亡したときは、当該個人に係わる本契約は終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約に係わる本サービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。
2. 第8条（申込の承諾など）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「本サービス利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

### 第4章 利用の制限、中止および停止ならびにサービスの廃止

(利用の制限)

- 第13条 当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

(利用の中止)

- 第14条 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき
  - (2) 当社が設置する電気通信設備の障害などやむを得ない事由があるとき
2. 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあっては、事前にその旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

(利用の停止など)

- 第15条 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者の利用に係わる全ての本サービスについて、その全部もしくは一部の提供を停止または利用を制限することがあります。
- (1) この約款に定める契約者の義務に違反したとき
  - (2) 料金など、本サービスの契約上の債務の支払いを怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき
  - (3) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき

- (4) 当社が提供するサービスを直接、または間接に利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える態様において、本サービスを利用したとき
  - (5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において本サービスを利用したとき
  - (6) 第8条（申込の承諾など）第1項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
  - (7) 契約者が指定した口座を使用することができなくなったとき
  - (8) 本サービスに卸電気通信役務提供者が提供する役務が含まれる場合において、不適切と判断する態様において本サービスが利用されたことを事由に、卸電気通信役務提供者が当社への役務提供を停止したとき
  - (9) 捜査機関、その他公的機関から当社に対して、当該回線の停止または契約解除の要請・申請等が行われた場合
  - (10) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき
2. 当社は、前項の規定による利用の停止または制限の措置を講じるときは、契約者に対しあらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
  3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は当社が第1項の措置を取ることを妨げられるものではないものとします。
  4. 当社から本サービスの利用に関し説明を求められたとき、契約者は当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係わる行為が法令に違反していない場合において業務上の秘密その他不当な理由があるときは、この限りではありません。

（サービスの廃止）

第16条 当社は、都合により本サービスの全部または一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止するときは、契約者に対し廃止する3ヶ月前までにその旨に通知します。

## 第5章 契約の解除

（当社の解除）

第17条 当社は、次に掲げる事由があるときは、本契約を解除することがあります。

- (1) 第15条（利用の停止など）第1項の規定により本サービスの利用が停止または制限された場合において、契約者が当該停止または制限の日から1ヶ月以内に当該停止または制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止または制限が同条第1項第2号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。
  - (2) 第15条（利用の停止など）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
2. 当社は、前項の規定により本契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。

（契約者の解除）

第18条 契約者は当社に対し、契約毎に当社の指定する方法で通知をすることにより、本契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日からサービスの種類毎に定める日を経過する日または契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれかが遅い日に生じるものとします。

2. 第13条（利用の制限）または第14条（利用の中止）第1項の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係わる契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該契約の解除はその通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3. 第16条（サービスの廃止）第1項の規定により本サービスの全部または一部が廃止されたときは当該廃止の日に当該廃止された本契約が解除されたものとしします。

（初期契約解除）

- 第19条 契約者は当社に対し、本サービスの利用開始日若しくは契約書面受領日のどちらか遅い日から8日間は、書面で通知することにより契約を解除（以下、「初期契約解除」という。）することができます。
- 初期契約解除は、第18条第1項第1号の規定は適用せず、解約の通知があった日に解約の効力が生じるものとします。ただし、当社は、加入申込手数料、基本料、付加機能料金、通話料金及びSMS送信料は請求することができます。基本料は日割り計算とします。
2. 初期契約解除があった日にMNP転入処理が完了している場合は、別途MNP転出の申出が必要となる。この場合、MNP転出手数料が必要となる。
  3. データ専用SIMカードの契約とともに携帯電話機端末の分割販売契約をされた場合は、個品割賦販売契約も自動的に契約解除となる。ただし、端末をお渡ししている場合は、一括支払いでの清算となり、商品の返品はできない。

## 第6章 料金など

（契約者の支払義務）

- 第20条 契約者は、当社に対し本サービスの利用に関して、次条（初期費用の額）から第23条（利用不能の場合における料金の調定）までの規定により算出した当該サービスに係わる初期費用、月額利用料金および本サービスの種類毎に定める料金を支払うものとしします。
2. 初期費用の支払義務は、当社が本サービスの利用の申込を承諾した時に発生します。
  3. 月額利用料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第15条（利用の停止など）の規定により本サービスの提供が停止または制限された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係わる月額利用料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとしします。

（初期費用の額）

- 第21条 初期費用の額は、本サービスの種類毎に定めるものとしします。

（月額利用料金の額）

- 第22条 月額利用料金の額は、本サービスの種類毎に定めるものとしします。

（料金の調定）

- 第23条 本契約がその最低利用期間が経過する日前に解除された場合（第18条「契約者の解除」第2項または第3項の規定により解除された場合を除きます。）における本サービスの料金の額は、当該最低利用期間に対応する月額利用料金の額とします。ただし、本サービスの種類毎に別の定めが規定されている場合には、当該別の定めが適用されるものとしします。

（利用不能の場合における料金の調定）

- 第24条 当社の責に帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当該状態が生じたことを当社が知った時から連続して24時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に月額利用料金の30分の1を乗じて算出した額を、月額利用料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、その契約者はその権利を失うものとしします。
2. 前項の規定は、この約款においてサービスの種類毎に別の定めをした場合には適用されないものとしします。

(遅延損害金)

第 25 条 契約者は、本サービスの料金その他本サービス契約上の債務の支払いを怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。

2. 遅延損害金の額は、未払債務に対する年 14.6%の割合により算出した額とします。

## 第 7 章 個人情報

(個人情報保護)

第 26 条 当社は、法令および当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取り扱うものとします。

2. 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

- (3) 本サービスの提供にかかる業務を行なうこと。（業務上必要な連絡、通知などを契約者に対して行なうことを含みます。）
  - (4) 本サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査およびその分析を行なうこと。
  - (5) 当社の商品、サービスに関する情報（本サービスに限らず、当社の別商品、サービスまたは当社の新規商品、サービス紹介情報などを含みます。）または提携先の商品、サービスなどの情報を、契約者がアクセスした当社の WEB ページその他契約者の端末装置上に表示し、もしくはメール、郵便などにより送付し、または電話すること。なお、契約者は当社が別途定める方法により、これらの取り扱いを中止または再開することができます。
  - (6) 前各号に付属する業務を行なうこと。
  - (7) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
3. 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。
4. 前項にかかわらず、法令に基づく請求または特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

## 第 8 章 雑則

(第三者の責による利用不能)

第 27 条 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」といいます。）を限度して、損害の賠償をします。

2. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

(保証および責任の限定)

第 28 条 本サービスにおける保証または保証の限定に関しては、サービスの種類毎に定めるものとします。

2. 当社は、契約者が本サービスの利用に関し被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。
3. 契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は契約者に対し、当該賠償について求償することができます。

(サービスの種類毎の定めなど)

第 29 条 第 9 条（サービス利用の要件など）第 2 項、第 10 条（サービス内容の変更）第 1 項、第 18 条（契約者の解除）第 1 項、第 19 条（契約者の支払義務）第 1 項、第 20 条（初期費用の額）、第 21 条（月額利用

料金の額) 第1項、第22条(料金の調定)、第23条(利用不能の場合における料金の調定) 第2項および第27条(保証および責任の限定)において、サービスの種類毎に定めることとされている事項は次に定めるところによるものとします。

サービスの種類	対応規定
imobile(アイ・モバイル)サービス	別紙1に定める

(管轄裁判所)

第30条 当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、長崎地方裁判所を管轄裁判所とします。

附則(実施期日など)

1. 当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。
2. 特記事項がない限り、価格は税別表記となります。
3. この契約約款は、平成28年9月1日から適用されます。
4. この契約約款は、平成29年10月1日から適用されます。
5. この契約約款は、平成29年11月1日から適用されます。
6. この契約約款は、平成30年4月19日から適用されます。
7. この契約約款は、平成30年10月1日から適用されます。
8. この契約約款は、平成30年12月1日から適用されます。
9. この契約約款は、令和4年5月1日から適用されます。
10. この契約約款は、令和5年9月1日から適用されます。

## 【別紙 1】

### 1. 最低利用期間

本サービスの最低利用期間は、課金開始日から課金開始日の属する月の翌月末日までの期間とします。

### 2. 契約者の義務またはサービス利用の要件（第 9 条第 2 項関係）

- (1) 本サービス利用の申込は、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出して行なうことができます。
- (2) 契約者が本サービスにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用して本サービスを利用することはできません。
- (3) 本サービスを利用するには、発信者番号通知を行なっていただく必要があります。
- (4) 契約者は、音声通話機能付き SIM カードを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」とします。）による転入または転出を行なうことができます。
- (5) MNP 転入には以下の条件が適用されます。
  - a. 転入元事業者の契約者と、本サービスに係わる契約者が同一である必要があります。
  - b. 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
  - c. MNP 転入手続きは、本サービスに係わる本サービス利用の申込、機能区分を音声通話機能とする SIM カードへの機能区分の変更の申込と同時に行なう必要があります。
  - d. 契約者は、MNP 転入手続きに係わる音声通話機能付き SIM カードが当社に到着した後 MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当該 SIM カードの開通に必要な手続きを行なう必要があります。MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当該 SIM カードの開通に必要な手続きが行なわれない場合、当社は MNP 予約番号の有効期限日に当該 SIM カードを開通させるものとします。
- (6) 契約者は、当社が指定する貸与機器（SIM カード、その他当社が貸与機器として指定する物品をいいます。以下本別紙 1 において同じとします。）以外の通信手段を用いた本サービスの利用を行なってはならないものとします。
- (7) 契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。
  - a. 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器として通常の用途以外の使用をしないこと
  - b. 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
  - c. 日本国外で貸与機器を使用する場合、輸出入に係わる内外の法令を遵守すること。なお、当社は本端末を日本国外で使用することの当否につき、一切の保証を行いません。
  - d. 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (8) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。
  - a. 本サービスに係わる本契約が事由の如何を問わず終了した場合
  - b. 異なる形状区分の SIM カードに変更した場合
  - c. 異なる機能区分の SIM カードに変更した場合
  - d. 前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合
- (9) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに、当該貸与機器を当社に返還するものとします。
- (10) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は当社に対し、当該貸与機器

の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。

- (11) 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。
- (12) 契約者は、当社に対し亡失品（第8号および第9号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。）の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。
- (13) 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見されるなどの事業により当社に対して返還または送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (14) 契約者は、本サービスに係わる本契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売（有償・無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含まれます。以下同じとします。）してはならないものとします。
- (15) 契約者は、音声通話機能付きSIMカードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしもドコモが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。
- (16) 本サービスにおいては、第13条（利用の制限）および第15条（利用の停止など）に定めるほか、本サービスの品質および利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準（料金プランごとに異なる場合があります。）を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
- (17) 本サービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備または法律に定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

### 3. 契約の内容を変更することができる事項（第10条関係）

本サービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は次のとおりです。

- (1) 異なる形状区分のSIMカードへの変更
- (2) 異なる機能区分のSIMカードへの変更
- (3) 異なる料金プランへの変更（暦月単位でのみ変更を行なうことができます。）

### 4. 契約者からの解除が効力を有する日（第18条第1項関係）

- (1) 本サービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。
- (2) 料金プランを3GBプラン、5GBプラン、7GBプラン、9GBシェアプラン、15GBシェアプランとする本サービスにおいて、当該サービスの契約者が、当社に対しMNPによる転出を通知した場合は、当該サービスの解除を通知したものとみなされます。

### 5. 本サービスの種類毎に定める料金（第19条第1項関係）

本サービスにおいては、初期費用、月額料金のほか、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。

- (1) 貸与機器の回復に要する費用（別紙1 第2項第10号関係）  
SIMカードの故障の場合（自然故障であるか否か問わないものとする）にあつては、1つのSIMカードにつきSIMカード再発行手数料として3,740円（税込）
- (2) 亡失負担金（別紙1 第2項 第12号関係）  
本サービスにおいては、亡失負担金はSIMカード再発行手数料として請求するものとします。
- (3) 異なる形状区分のSIMカードへの変更に要する費用（別紙1 第3項第1号関係）  
1つのSIMカードにつきSIMカード変更手数料として3,740円（税込）

- (4) 異なる機能区分のSIMカードへの変更に要する費用（別紙1 第3項第2号関係）  
1つのSIMカードにつきSIMカード変更手数料として3,740円（税込）  
異なる形状区分のSIMカードへの変更と同時に変更する場合にあっては0円
- (5) 異なる料金プランへの変更に要する費用（別紙1 第3項第3号関係）  
SIMカードの形状、機能を変更しない場合には0円
- (6) MNPによる転入に要する費用（別紙1 第2項第5号関係）  
0円
- (7) MNPによる転出に関する費用（別紙1 第3項第4号および前項第2号関係）  
1回の転出につきMNP転出手数料3,740円（税込）

6. 初期費用の額（第20条関係）

本サービスの初期費用の額は、次に定めるとおりとします。

料金プラン	初期費用
3GBプラン	3,740円（税込）
5GBプラン	3,740円（税込）
7GBプラン	3,740円（税込）
9GBシェアプラン	3,740円（税込）
15GBシェアプラン	3,740円（税込）

7. 月額利用料金の額（第21条関係）

本サービスの初期費用の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 基本料金

料金プラン	月額利用料金
3GBプラン	990円（税込）
5GBプラン	1,650円（税込）
7GBプラン	2,090円（税込）
9GBシェアプラン	2,970円（税込）
15GBシェアプラン	3,960円（税込）

  

オプション	月額利用料金 SIMカード1枚につき
SMS（データ+音声プランには含まれる）	220円（税込）
音声通話機能オプション（SMS付き）	330円（税込）

- a. 当該バンドルクーポンは、当社が毎月初日において契約者に割り当てるものとし、その有効期限は当該月の翌月末日までとします。
- b. 3GBプラン、5GBプラン、7GBプランにおいて利用することができるSIMカード数の上限は1とします。
- c. 本サービスに係わる本契約の解除の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月の月額利用料金の額は、上記基本料金の表中において月額利用料金の額として定める金額とします。

## (2) 追加クーポン利用料金

追加クーポン	月額利用料金 SIM カード1枚につき
100MB 毎 繰越可能：3ヶ月有効	330円（税込）
1000MB 毎（1GB） 当月有効	660円（税込）

- 追加クーポンは100MBを1単位として、1ヶ月あたりの利用可能数の上限は30とします。
- 追加クーポンは、当該追加クーポンの利用の申込を当社が承諾した日の属する月の翌月から3ヵ月後の月末までの期間において有効とします。
- 当月有効追加クーポンは1000MB（1GB）を1単位とし、1ヶ月あたりの利用可能数の上限は3とします。
- 当月有効追加クーポンは、当該追加クーポンの利用の申込を当社が承諾した日の属する月の月末までの期間において有効とします。

## (3) SMS機能および音声通話機能付きSIMカード利用料金

品目	料金（税込）	備考
通話料 ※1	22円/30秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料通話はありません。</li> <li>・テレビ電話などのデジタル通信料金は38.9円/30秒（税込）がかかります。</li> <li>・NTTドコモの「他社接続サービス通信料とあわせて請求されます。</li> <li>・通話料は2ヶ月遅れて請求されます。</li> </ul>
国際電話	国際ローミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際ローミングの利用停止目安額は55,000円/月となります。上限金額の変更はできません。</li> <li>・サービス運用上の都合により、本制限額を超過しても直ちに利用制限されない場合があります。また本制限額を超過して利用された場合、その事由によらず当該利用により発生した料金の減免はいたしません。</li> <li>・国際ローミングをご利用の際には、着信時に着信料が発生します。</li> <li>・国際ローミングサービスのサービスエリアについてはNTTドコモのサイト「海外でつかうときの通話・通信料・サービスエリア検索」をご確認ください。</li> <li>・国際ローミング利用時のデータ通信はできません。</li> <li>・国際ローミングの提供は、NTTドコモの提供する国際ローミングサービスWORLDWINGのサービスを保証するものではありません。</li> </ul>
	国際電話 ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際電話の利用停止目安額は22,000円/月となります。上限金額の変更はできません。</li> <li>・サービス運用上の都合により、本制限額を超過しても直ちに利用制限されない場合があります。また、本制限額を超過して利用された場合、その事由によらず当該利用により発生した料金の減免はいたしません。</li> </ul>
SMS送受信料	国内へ送信	3.3～33円/回

※3	海外へ送信	55～550 円/回	
	海外で送信 ※4	110 円/回	
	受信	無料	
	仕様		<ul style="list-style-type: none"> <li>・送信料金は送信文字数により異なります。</li> <li>・端末またはアプリによっては全角最大 670 文字（半角英数字のみの場合は 1530 文字）までの文字メッセージを送受信できます。</li> <li>・全角 71 文字（半角英数字のみの場合は 161 文字）以上の文字メッセージを送信した場合、端末またはアプリによってはメッセージが分割されて届く場合があります。</li> <li>・1 日に送信できるメッセージは全角 70 文字（半角英数字のみの場合は 160 文字）以内の場合 200 回未満となります。</li> <li>・SMS 送信料は 2 ヶ月遅れて請求されます。</li> </ul>

※1 ビデオ電話など、一般の音声通話以外を利用した場合には、特定事業者が定めた額と同額の通話料が発生します。

※2 国際電話利用の場合には、特定事業者が定めた額と同額の通話料が発生します。

※3 SMS の 1 回あたり送信料金（送信通数）は送信文字数に応じて変わります。

※4 海外への送信の場合には、特定事業者が定めた額と同額の通信料が発生します。

- a. 基本料金（月額）は、当社に音声通話機能付き SIM カードが到着する日として当社が指定した日（以下、別紙 1 において「音声通話機能付き SIM カード利用開始日」といいます。）から発生します。
- b. 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了（機能区分の変更、SIM カードの削除または本サービス契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。）に係わる日の属する月の基本料金（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- c. 留守番電話もしくは割り込み電話着信の利用または利用の終了にあつては、契約者は事前に当社が定める方法で留守番電話オプションもしくは割り込み電話着信オプションの利用の申込または利用の終了の通知をする必要があります。当該サービスの利用の申込または利用の終了の通知の回数の上限は、暦日あたりいずれか 1 とします。
- d. 留守番電話利用料（月額）および割り込み電話着信利用料（月額）は、留守番電話オプションおよび割り込み電話着信オプションの利用開始日（当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。）から発生します。
- e. 留守番電話オプションおよび割り込み電話着信オプションの利用の終了に係わる日（契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係わる日とします。）の属する月の留守番電話利用料（月額）および割り込み電話着信利用料（月額）の額は、当該日が暦日のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において、料金の額として定める金額とします。
- f. SMS 料金、通話料金（国内）、通話料金（国際）および国際ローミング料金とは、SMS、音声通話および国際ローミングの利用に応じて、基本料金（月額）留守番電話利用料（月額）および割り込み電話着信利用料（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- g. 契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績または契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行なうことがあります。連絡不能などによりその確認ができない場合、当社は本サービスの利用を停止することがあります。

- h. 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能および音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該削除日または当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係わる料金を請求するものとします。
- i. 通話料金（国内）および通話料金（国際）は、基本料金（月額）より 2 ヶ月遅れて請求が行なわれるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、2 ヶ月以上遅れて請求が行なわれる場合があります。
- j. 電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合ドコモが定める FOMA サービス契約約款および Xi サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(4) ユニバーサルサービス料金

ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第 7 条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報をいいます。）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。）の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモが当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は変更の日の前日までに WEB サイト（当社ホームページ）上で通知を行なうものとします。

8. 料金の調定（第 22 条関係）

本サービスにおける最低利用期間内解除調定金の額は、次のとおりとします。

料金プラン	最低利用期間内解除調定金の額
3GB プラン	当該最低利用期間に対応する月額料金（基本料金）の額とします。
5GB プラン	当該最低利用期間に対応する月額料金（基本料金）の額とします。
7GB プラン	当該最低利用期間に対応する月額料金（基本料金）の額とします。
9GB シェアプラン	当該最低利用期間に対応する月額料金（基本料金）の額とします。
15GB シェアプラン	当該最低利用期間に対応する月額料金（基本料金）の額とします。

音声通話機能付き SIM カード利用の終了の場合の調定金の額は、次のとおりです。

- (1) 契約者は、音声通話機能付き SIM カードの利用の終了があった場合は、次号に定める方法により算出した音声通話機能解除調定金を支払うものとします。
- (2) 音声通話機能解除調定金の額は、次の計算式により算出した額とします。  
「12 ヶ月-利用月数（音声通話機能付き SIM カード利用開始日の属する月を 0 と起算）」  
×1,100 円（税込）

9. 利用不能の場合における料金の調定（第 23 条第 2 項関係）

本サービスにおいては、本サービスが全く利用できない状態が貸与機器の故障によるものである場合は、当該貸与機器の故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、第 23 条（利用不能の場合における料金の調定）第 1 項の減額規定は適用されず料金の減額など返金は行なわれません。

- 10. 本サービスは、ドコモが提供するドコモの移動無線通信に係わる通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合またはその他ドコモの定めに基づき、通信の全部または一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は当該場合において契約者または第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。  
その他、本サービスはその通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

【別紙2】 imobile(アイ・モバイル)サービス 料金表

1. 適用

この別紙に記載するすべての金額は、特記事項がない限り税別の価格となります。

2. 料金

(初期費用および手続きに関する費用)

品目	料金 (税込)	備考
登録手数料	3,740 円	初期費用
SMS 契約手数料	3,740 円	データ通信に SMS を契約する場合
SIM 同番再発行手数料	3,740 円	SIM の紛失・盗難などの場合
SIM サイズ変更手数料	3,740 円	SIM のサイズを変更する場合
MNP 転出手数料	3,740 円	MNP 転出の場合に必要

(データ通信専用 SIM カード基本料金)

品目	料金 (税込)	備考
3GB プラン	990 円	バンドルクーポン 3GB
5GB プラン	1,650 円	バンドルクーポン 5GB
7GB プラン	2,090 円	バンドルクーポン 7GB
9GB シェアプラン	2,970 円	バンドルクーポン 9GB SIM3 枚
15GB シェアプラン	3,960 円	バンドルクーポン 15GB SIM3 枚

- ・SIM カードは貸与品となり月額にレンタル費用を含みます。
- ・ユニバーサルサービス料は 1 契約毎に発生します。

(SMS 機能付き SIM カード追加料金)

品目	料金 (税込)	備考
全てのプラン共通	220 円	音声プランには標準

- ・SIM カードは貸与品となり月額にレンタル費用を含みます。
- ・ユニバーサルサービス料は 1 契約毎に発生します。

(音声通話機能付き SIM カード追加料金)

品目	料金 (税別)	備考
0GB のプランを除く全てのプラン共通	330 円	0GB のプランは音声のみで 770 円

(追加クーポン)

品目	料金 (税別)	備考
追加クーポン 100MB	330 円	繰越可能 (3 ヶ月)
追加クーポン 1000MB (1GB)	660 円	当月有効

- ・追加クーポンは 100MB を 1 単位とし、1 ヶ月あたりの利用可能数の上限は 30(3000MB・3GB)とします。
- ・追加クーポンは、当該追加クーポンの利用の申込を当社が承諾した日の属する月の翌月から 3 ヶ月後の月末までの期間において有効とします。
- ・当月有効追加クーポンは 1000MB (1GB) を 1 単位とし、1 ヶ月あたりの利用可能数の上限は (3000MB・3GB) とします。
- ・当月有効追加クーポンは、当該追加クーポンの利用の申込を当社が承諾した日の属する月の月末までの期間において有効とします。

## (通話料・SMS 利用料)

品目		料金 (税込)	備考
通話料 ※1		22 円/30 秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料通話はありません。</li> <li>・テレビ電話などのデジタル通信料金は 38.9 円/30 秒 (税込) かかります。</li> <li>・NTT ドコモの「他社接続サービス通信料とあわせて請求されます。</li> <li>・通話料は 2 ヶ月遅れて請求されます。</li> </ul>
国際電話	国際ローミング		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際ローミングの利用停止目安額は 55,000 円/月となります。上限金額の変更はできません。</li> <li>・サービス運用上の都合により、本制限額を超過しても直ちに利用制限されない場合があります。また本制限額を超過して利用された場合、その事由によらず当該利用により発生した料金の減免はいたしません。</li> <li>・国際ローミングをご利用の際には、着信時に着信料が発生します。</li> <li>・国際ローミングサービスのサービスエリアについては NTT ドコモのサイト「海外でつかうときの通話・通信料・サービスエリア検索」をご確認ください。</li> <li>・国際ローミング利用時のデータ通信はできません。</li> <li>・国際ローミングの提供は、NTT ドコモの提供する国際ローミングサービス WORLDWING のサービスを保証するものではありません。</li> </ul>
	国際電話 ※2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際電話の利用停止目安額は 22,000 円/月となります。上限金額の変更はできません。</li> <li>・サービス運用上の都合により、本制限額を超過しても直ちに利用制限されない場合があります。また、本制限額を超過して利用された場合、その事由によらず当該利用により発生した料金の減免はいたしません。</li> </ul>
SMS 送受信料 ※3	国内へ送信	3.3~33 円/回	
	海外へ送信	55~550 円/回	
	海外で送信 ※4	110 円/回	
	受信	無料	
	仕様		<ul style="list-style-type: none"> <li>・送信料金は送信文字数により異なります。</li> <li>・端末またはアプリによっては全角最大 670 文字 (半角英数字のみの場合は 1530 文字) までの文字メッセージを送受信できます。</li> <li>・全角 71 文字 (半角英数字のみの場合は 161</li> </ul>

			文字) 以上の文字メッセージを送信した場合、 端末またはアプリによってはメッセージが分割 されて届く場合があります。 ・1日に送信できるメッセージは全角70文字 (半角英数字のみの場合は160文字) 以内の場 合200回未満となります。 ・SMS送信料は2ヶ月遅れて請求されます。
--	--	--	--

- ※1 ビデオ電話など、一般の音声通話以外を利用した場合には、特定事業者が定めた額と同額の通話料が発生します。
- ※2 国際電話利用の場合には、特定事業者が定めた額と同額の通話料が発生します。
- ※3 SMSの1回あたり送信料金(送信通数)は送信文字数に応じて変わります。
- ※4 海外への送信の場合には、特定事業者が定めた額と同額の通信料が発生します。

(通話オプションサービス利用料)

品目	料金(税込)
留守番電話利用料	330円
割り込み電話着信料(キャッチフォン)	220円
かけ放題	1,430円
10分通話定額利用料 ※5	935円
5分通話定額利用料 ※5	550円

- ※5 1回の通話が規定時間の10分もしくは5分を超えた場合、30秒毎に11円の通話料が発生します。通話を行わない場合も、月額基本料は課金されます。個人事業主を含む法人でのご利用はお申込み頂けません。

(サポートサービス利用料)

サービス名称	料金(税込)	備考
テクニカル&リモート	330円	
端末延長保証	330円	
スマートフォンセキュリティ	165円	
転送電話	0円	
迷惑電話ストップサービス	0円	
シニアプラン	385円	テクニカル&リモートとセキュリティの セットプラン ※端末購入時のみ契約可能
ジュニアプラン ※5	220円	セキュリティ+フィルタリングソフト 学習アプリのセットプラン ※端末購入時のみ契約可能